基本計画(営業の許可・認可に係る手続)の論点 <経済産業省>

1. 全体として

- ① 事業者を対象とした経済産業省所管のすべての手続につき、法人共通認証基盤を利用 した電子申請に対応すると理解してよいか。いつごろまでに対応予定か。対応できない 手続がある場合、どのような理由によるのか。
- ② 国税、地方税は 2020 年 4 月以降の事業年度に関し、資本金が 1 億円を超える法人につき電子申請を義務化している。また、金融庁の許認可手続についても、電子受付を原則とする方針が示されているところ(平成 31 年 3 月 29 日行政手続部会)。経産省においても、大法人や I Tリテラシーの高い業界等について、電子受付の原則化(義務化)を検討すべきではないか。現状において、経産省の許認可手続のうち、既に電子申請による受付を原則としている手続はあるか。
- ③ 例えば、中小企業等協同組合法やアルコール事業法にかかる手続については、かつては電子申請による受付を行っていたが、利用が低調であったために電子申請を停止しした、とされている。また、現時点で電子申請に対応していない手続も少なからず残っている。デジタル手続法案に基づき政府として電子申請の原則化(義務化)に取り組む中で、こういった手続についても法人共通認証基盤(ID/パスワード)を活用し、使い勝手の良い形で電子申請の再開へ向けて取り組むべきではないか。
- ④ 中小企業等経営強化法について、書面申請の場合に「代表者印と自署」の選択制にしたとあるが、当面残る書面申請の手続に関し、こうした押印省略の取組をベストプラクティスとして経産省全体の手続で標準化すべきではないか。
- ⑤ 同様に、鉱業法に基づく鉱業権設定の許可申請において、添付することとされている 「役員履歴書について、代表取締役がその原本証明をした上で、原本の写しを提出すれ ば足りることとする」とされているが、こうした添付資料の簡素化の取組をベストプラ クティスとして経産省全体の手続で標準化すべきではないか。
- ⑥ また、外国為替及び外国貿易法に基づく「輸入の承認手続(輸入割当を含む)」のうち、「冷凍まぐろ類の事前確認の申請手続」については、平成30年4月に確認業務を水産庁に一元化することで、大幅に行政手続コストを削減したものと承知している。また、改正「種の保存法」の施行により、特別国際種事業の登録窓口が自然環境研究センターに一元化されたことにより、提出書類の一部が削減された例もあると承知する。こうした「ワンスオンリー」の取組をベストプラクティスとして、経産省全体の他の手続についても検証し、積極的に見直しを検討すべきではないか。

2. 外国為替及び外国貿易法

- ⑦ 基本計画では、「電子申請率が30%に満たない手続をターゲットに要因分析と課題の整理を行った。その結果を受け、対応策を整理する」とのことだが、どのような要因分析・課題整理を行ったのか。また、今後、具体的にどのような対応を行う予定か。
- ⑧ 基本計画で「行政内部の事務の効率化:ご参考」とされているもののうち、特に「貨物所管省庁の確認書の電子化」、「輸入承認貨物の電子ライセンス化」及び「安全保障関連貨物に関する申告手続の電子化」については、行政内部のみならず事業者側のコスト削減にも資する取組であると考えられる。それぞれの進捗状況をご教示ください。

|3. 保安関係法令・電気事業法|

- ⑨ 基本計画では、保安関係法令(電気事業法、ガス事業法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、鉱山保安法、火薬類取締法、電気用品安全法等)に基づく申請(約25万件/年)について、「全ての手続についてIT化を包括的に検討したうえで、安全を前提とした手続の簡素化、IT化を行う」とし、「平成30年度中のシステム開発、2019度中の電子申請システム利用開始を目指す」とのことだが、当該システムの概要及び利用開始に向けたスケジュールについてご教示ください。
- ① 基本計画では、電気事業法に基づく「電気工作物等の変更(重要な変更を除く。)の届出」、「発電事業の届出」、「氏名、住所等の変更の届出」及び「広域的運営推進機関加入届出」について、「取組による効果がみられるため、ただちに電子化は行わない」とのことだが、政府として電子申請の原則化に取り組む中で、「ただちに電子化は行わない」との方針については、考え直す余地はないのか。同じ電気事業法に基づく手続のうちに電子化されていないものと電子化されているものが混在することで、事業者側の電子化への対応意欲を削ぐことにはならないか。

|4.電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法|

- ① 基本計画では、「50kW以上太陽光、風力、水力、地熱の認定、変更認定、変更届及び廃止届並びにバイオマスの認定」については2019年度に、「バイオマスの変更認定、変更届で及び廃止届」については2020年度にそれぞれ電子化を行うとのことだが、実現に向けた取組状況・今後のスケジュールをご教示ください。また、電子化の時期にかかわらず、2020年3月までに行政手続コストの20%以上削減を実現していただけると理解してよいか。
- ⑪ 基本計画では、「課徴金の減免の認定」について、「申請書作成支援システムの利用率

を高める取組」を平成30年度に実施済みとのことだが、具体的にどのような取組を行ったのか。

③ 前回の審議(平成30年1月18日)では、申請書類の簡素化について、「法律を改正したばかりであるため、もう少し様子を見て、実際の簡素化といったところについては考えていきたい」旨のご説明をいただいたが、申請書類の簡素化についての現時点での方針をご教示ください。

5. 鉱業法

- ④ 基本計画では、「鉱業権の設定登録等の手続を電子申請で実施できるよう、鉱業原簿の電子化のためのシステム開発を平成30年度に実施することとする」とのことだが、当該システムの概要をご教示ください。また、「システム開発にあたっては、入力例の表記や本人確認の在り方(電子署名・電子証明の要否)について検討」するとのことだが、検討結果をご教示ください。
- ⑤ 基本計画では、「事業着手延期の認可」及び「事業休止の認可」について、「審査基準に定める要件の解釈について、地方経済産業局の地域や担当者によって解釈が異なった例があるとの事業者からのご指摘を踏まえ、解釈の統一を図るため、過去の認可に至った案件(年間2,500件程度・年間500件程度)及びその理由等について、平成30年度中に担当者間で共有化するための措置を講ずる」とのことだが、具体的にどのような措置を講じたのかご教示ください。

6. 中小企業等経営強化法

⑥ 「経営力向上計画の認定申請」(18,242件/年。これまで延べ78,900件)等に関し、平成30年度に開発した「経営力向上計画の申請電子化システム(試行版)」においては、申請者はオンライン上で作成し、出力した帳票に押印した上で紙で申請を行っているとされているが、2019年度に予定されている改修・機能拡充の完了後は、オンラインで申請・認定が完結するようになるとの理解でよいか。それはいつから可能となるのか。

※ 以下の手続については、ヒアリングは実施せず、書面による回答を求める。

|7. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律|

① 前回の審議(平成30年1月18日)では、中小企業を含む事業者が適切に用途情報を申し出ることができるようにするための方策として、「売買契約書などに用途を付記する」又は「主語の部分は黒塗りを認める」といった例をご説明いただいたが、事業者のニーズを踏まえ、実際にどのような方策を実施することとした、あるいは、実施する予定なのか。

8. アルコール事業法

- (18) 前回の審議(平成30年1月18日)では、「電子媒体の提出は、省令で定められた押印のある正規の書類の提出を前提に…協力ベースで提出いただいているもの。したがって電子メールでの提出をもって報告とみなすことは直ちには困難」とされていたが、今般の改訂基本計画では「政府横断的な取組の中で、アルコール事業法の各種手続き書類における押印の省略について必要な措置を講じる」とされている。現在審議中のデジタル手続法案によれば、主務省令の定めるところにより、他の法令の規定に関わらず、電子的に申請が行うことができることとされているところであり、アルコール事業法の各種手続については、ID/パスワードによる電子申請により完結する方向で検討いただいていると理解してよいか。
- ⑨ 基本計画では、販売事業者の業務の報告に係る「報告書作成支援ソフト」について、「更なる高機能化を目指した改修」を行うとされているが、具体的にどのような改修を行ったのか。これにより、報告書作成時間はどの程度削減されることになるのか。

9. 種の保存法

② 基本計画では、「平成30年6月1日に改正種の保存法が施行され、特別国際種事業の登録窓口が自然環境研究センターに一元化されたことにより、提出書類の一部が削減された」とのことだが、具体的にどのように削減されたのか。また、基本計画では、「引き続き更なる申請手続きコスト削減に向け、共管官庁である環境省や自然環境研究センターと共に検討していく」とのことだが、具体的にどのような方策を講じる予定であるのか。

10. 計量法

② 基本計画では、「変成器付電気計器検査」(180,651 件/年)及び「変成器の添付に代わる書面の提出」(84,376 件/年)について、「事業者の使い勝手の改善等についてヒアリングを実施し、その結果等を踏まえ削減方策等を検討し、電子化を推進する」とし、「平成29 年度中に検討し、結論を得て、平成30 年度より検討内容を踏まえ実施する」とのことだが、これまで及び今後の取組内容について、スケジュールも含め、具体的にご教示ください。